

④ 損害賠償金の取扱い

Q : 当社は、電気製品の小売業です。先日従業員が配達中に交通事故を起こし、相手方に対し損害を与えました。この件で、当社は相手方に対し、100万円の損害賠償金を支払いましたが、この支出は税務上どのような取扱いになるのでしょうか？

A : 交通事故発生の原因となった行為が、
①貴社の業務の遂行に関連するものかどうか
②故意又は重過失に基づくものかどうか
により取扱いが異なります。

【解説】

会社の役員や従業員が行った行為によって他人に損害を与えた場合に会社が支出する損害賠償金は、次のように取扱うこととされています。

- ①その行為が会社の業務の遂行に関連するものであり、かつ、故意又は重過失に基づかないものである場合
給与以外の損金の額に算入します。
- ②その行為が会社の業務の遂行に関連するものであるが故意又は重過失に基づくものである場合又は会社の業務の遂行に関連しないものである場合
その役員又は従業員に対する債権（立替金等）となります。

ご質問の場合、貴社の従業員の行為は配達中の交通事故であり、業務の遂行に関連すると認められますので、故意又は重過失が無ければ、給与以外の損金の額に算入することができます。

